

名桜大学科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱規程

(平成17年6月22日制定)

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が所管する科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「補助金等」という。）に関し、補助金等を交付された研究者（以下「研究者」という。）と名桜大学（以下「大学」という。）の関係及び補助金等の取り扱いについて必要な事項を定める。

(事務代行)

第2条 大学は、研究者に代わり次の事務を行う。

- (1) 補助金等の直接経費に係る管理事務
- (2) 補助金等の直接経費及び間接経費に係る諸手続

(直接経費の管理)

第3条 研究者が研究活動を円滑に行えるように、「新規の研究課題」については、科研費（補助金分）、科研費（基金分）ともに交付申請・交付決定・送金が行われる前の内定通知日以降に研究を開始し、必要な契約等を行うことができる。また、「継続の研究課題」については、科研費（補助金分）は内定・交付申請・交付決定・送金が行われる前の「4月1日」から（ただし、「研究成果報告書」を提出していないことなどにより内定通知を保留された場合には、内定通知日以降）研究を開始し、必要な契約等を行うことができる。（必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は大学が立替えて直接経費受領後に精算する。）

2 科研費（基金分）においては補助事業期間中であれば、4月1日にとらわれず前年度から必要な契約等を行うことができる。

(設備、備品、図書等の寄付の受入及び返還)

第4条 大学は、研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書について、当該研究者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらの研究者に返還する。

(間接経費の受入及び返還)

第5条 大学は、研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究者が他の研究機関に所属するまたは補助事業を廃止することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、間接経費の取扱いについては、別途に定める「名桜大学科学研究費補助金に係る間接経費取扱内規」に基づき処理する。

(会計手続)

第6条 補助金に係る会計手続は、関係法令、科研費ハンドブック等で定めるもの他は、学内手続に準じて行う。

2 前項の規定にかかわらず、旅費については、別途定める「公立大学法人名桜大学旅費支給内規」に基づき処理する。

(保管)

第7条 補助金は、適切な名義者の銀行口座に預金する等により、適正に保管する。

(所管部署)

第8条 科学研究費補助金にかかる事務は、環太平洋地域文化研究所において所管する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、名桜大学環太平洋地域文化研究所運営委員会及び教育研究審議会の議を経て、学長が行なう。

附 則

この規程は、平成17年6月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年5月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。